

住宅の耐震化 を行いましょう

(無料耐震診断 と 補強工事費用助成)



お問い合わせは

安八町役場建設課

TEL 0584-64-7112



木造住宅の無料耐震診断について

対象となる木造住宅…昭和56年5月31日以前に着工された一戸建住宅

①耐震診断とは？

平成7年に発生した阪神大震災では、昭和56年以前に建てられた木造住宅が大きな被害を受けました。これは、耐震基準が変わる前に建築されたため、耐力壁の少なさや配置等バランスの悪さ等が要因であると言われています。

そこで、既存住宅の耐震性を改めて確認することが必要となります。「耐震診断」は、人間の体で例えば健康診断にあたります。

②安八町では、無料耐震診断を実施しています

無料耐震診断の流れ

- 1) 申込書に記入し、表紙の担当窓口へ申請します。
- 2) お申込後、調査の上「診断決定通知書」を交付します。
- 3) 診断をおこなう「岐阜県木造住宅耐震相談士」より後日連絡がはいります。相談士と調整の上、現地調査の日時を決定します。
- 4) 当日は、建築時の図面や写真などの既存資料をもとに、相談士が現地調査を実施します。(天井裏や床下を確認することもあります。)
- 5) 相談士は調査結果を持ち帰り、コンピュータソフトを用いた計算により、耐震性の評価と簡単な補強計画をします。
- 6) 後日、相談士が再度住宅へお伺いします。診断の結果と補強のアドバイスを示した報告書により説明をいたします。

診断結果について

- 住宅が持つ耐震性能を「評点」であらわします
- 1.5以上 倒壊しない
- 1.0～1.5 一応倒壊しない
- 0.7～1.0 倒壊する可能性がある
- 0.7未満 倒壊する可能性が高い





補強工事費用の支援制度について

対象となる木造住宅…町の診断制度を利用された方、又は別紙条件を満たす方

①木造住宅の耐震補強工事費補助制度

耐震補強工事費用の一部に、市町村・岐阜県・国が共同で補助金を交付しています。

対象となるのは

- ・ 評点1.0以上を確保する補強工事
- ・ 評点0.7以上を確保する簡易な補強工事

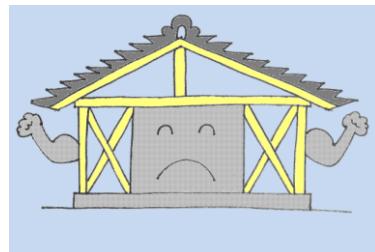
のいずれかです。

耐震補強工事までの流れ

- 1) 耐震診断結果が評点0.7未満であった場合、耐震補強工事の実施をおすすめします。
評点0.7以上1.0未満であっても倒壊の可能性があるため、ご検討ください。
- 2) 耐震診断の申込窓口に設置されている「岐阜県木造住宅耐震相談士名簿」を閲覧し、依頼する相談士を選択して下さい。
- 3) 相談士に直接依頼を行い、個別に補強計画に関する契約を行って下さい。
- 4) 契約後、相談士は今回の耐震診断結果を参考に、より精密な現地調査を行います。調査結果を元に補強計画を立て設計を行います。
- 5) 工事業者と契約を行い補強工事を実施します。相談士は、工事内容が設計図と整合しているかどうか工事監理を行います。

補助金申込み先・申込み方法

- 申込み先は、無料耐震診断の申込み窓口と同じです。
- 工事の着工前に申し込みが必要です。
- 申込み方法は、お手数ですが電話にてお問い合わせいただくか、直接窓口までお越し下さい。(表紙に問い合わせ先があります)



補助金額と交付要件

平成28年度		
	評点1.0以上とする 耐震補強工事	評点0.7以上とする 簡易補強工事
補助金額	工事費120万円以下の場合※ 工事費の61.5%	工事費120万円以下の場合※ 工事費の61.5%
	工事費120万円超えの場合 工事費11.5%+60万円 かつ最大101.1万円	工事費120万円超えの場合 工事費11.5%+60万円 かつ最大84万円
交付要件	■診断評点の結果が1.0未満の住宅を評点1.0以上とする耐震補強工事	■診断評点の結果が0.7未満の住宅を評点0.7以上とする耐震補強工事 ■家具の転倒防止対策を実施

※計算の結果、補助金額が工事費を上回る場合は工事費と同額の補助となります。

※補助の可否については、町、県の審査があります。

注意事項

- 補助事業を活用して補強工事(補強後の評点が1.0以上の工事のみ対象。簡易な補強工事は該当しません。)を完了した後に所得税の特別控除、固定資産税の減額措置を受けられる制度があります。詳細については、申請前に税務課にお問い合わせ下さい。
- 補助対象になるのは耐震補強工事費とそれに係る設計費及び工事管理費のみです。耐震補強工事以外に行った改修工事等は補助対象となりません。